

## 発電事業等、小売電気事業等の電気供給業を行う法人の事業税について

発電事業等・小売電気事業等の電気供給業（以下「収入金額等課税事業\*」という。）を行う法人の法人事業税の課税標準は、収入金額に加えて資本金1億円超の場合には付加価値額及び資本金等の額、資本金1億円以下の場合には所得を基礎としてそれぞれ事業税額を算定し、申告していただくようになります。

※発電事業等・小売電気事業等以外の電気供給業は「収入金額課税事業」といいます。

### 1. 課税標準の算定

#### ① 課税標準となる収入金額の算定

$$\text{収入金額} = \text{当該事業について収入すべき金額の総額} - \text{控除金額}$$

#### 当該事業について収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| • 各種電灯料収入 | • 各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。） |
| • 遅収加算料金  | • せん用料金                     |
| • 電球引換料   | • 配線貸付料                     |
| • 諸機器貸付料  | • 受託運転収入                    |
| • 諸工料     | • 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入  |
| • 設備貸付料   | • 事業税相当分の加算料金               |

※料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません（ただし、課税事業者に限る。）。

#### 控除金額

当該事業について収入すべき金額のうち、主なものは以下のとおりです。

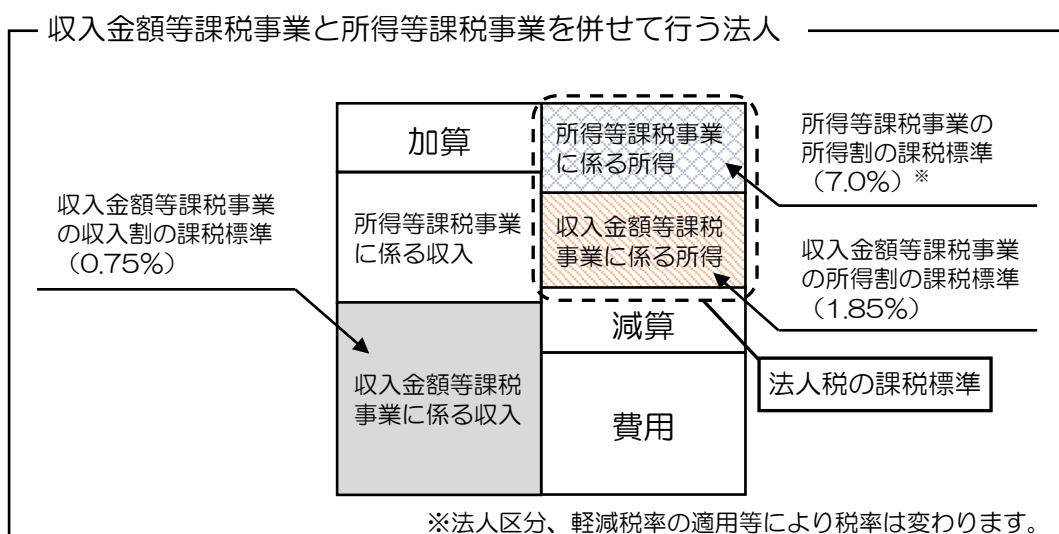
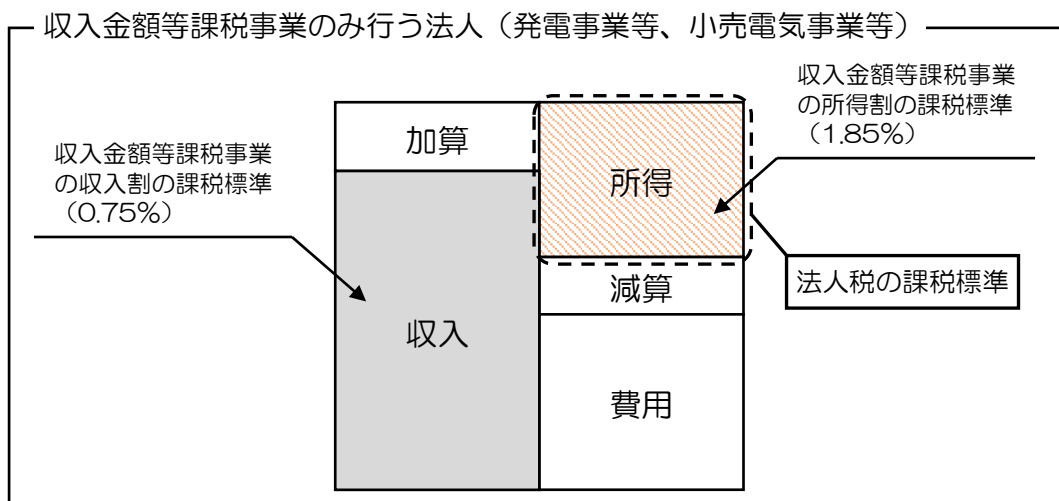
- |   |  |
|---|--|
| • 国又は地方団体から受けるべき補助金                       | • 固定資産の売却による収入金額   |
| • 保険金                                     | • 有価証券の売却による収入金額   |
| • 不用品の売却による収入金額                           | • 受取利息、受取配当金   |
| • 需要者等から収納する工事負担金等                        | • 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 |
| • 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金 | • 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（～令和5年3月31日までに開始する事業年度に限り適用）                         |
| • 損害賠償金                                   |  |
| • 投資信託に係る収益分配金                            |  |
| • 株式手数料                                   |  |
| • 社宅貸付料                                   |  |

② 課税標準となる所得の算定

所得金額 = 法人税の課税標準となる所得金額\*

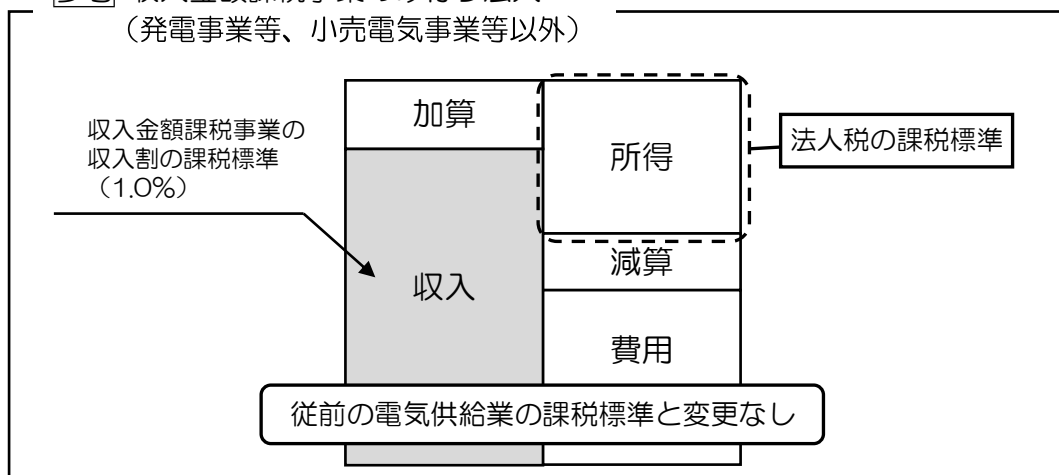
※事業税独自の加減算等がある場合は、調整した所得金額

課税標準となる所得金額



参考 収入金額課税事業のみ行う法人

(発電事業等、小売電気事業等以外)



**過去の欠損金の取扱い**（所得計算に関する経過措置）

令和2年4月1日以降に開始する事業年度の最初の確定申告の際に、今まで申告の必要がなかった過去10年分の所得（欠損金）を、過去の申告で算定していたものとみなし計上することができます。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

これにより、過去10年以内に生じた収入金額等課税事業に係る繰越欠損金は、収入金額等課税事業に係る所得割の課税標準を算定する際、損金の額に算入されることとなりますが、**「令和2年4月1日以降開始事業年度の最初の確定申告」時に計上しなかった場合、改めて翌事業年度以降に過去の欠損金を計上することはできませんので注意してください。**

**【経過措置のイメージ】**

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
X-10 事業年度	発電事業	発電事業 所得事業	所得事業	所得事業
X-9 事業年度				
X-8 事業年度				
X-7 事業年度				
X-6 事業年度			発電事業	発電事業
X-5 事業年度				
X-4 事業年度				
X-3 事業年度				
X-2 事業年度				
X-1 事業年度				
X 事業年度 （最初の事業年度）	発電事業	発電事業 所得事業	発電事業	発電事業 所得事業
X 事業年度 （最初の事業年度）の繰越欠損金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>X-10～X-1の各事業年度の欠損金を収入金額等課税事業の繰越損金とする</li> <li>※法人税の繰戻還付を受けていない場合、法人税の繰越欠損金と一致する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X-10～X-1の各事業年度における「収入金額に関する按分計算表」から算出した発電事業に係る欠損金を収入金額等課税事業の繰越損金とする</li> <li>所得等課税事業の繰越欠損金はX-1事業年度の申告で算定済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X-6～X-1の各事業年度の欠損金を収入金額等課税事業の繰越損金とする</li> <li>X-10～X-7事業年度の欠損金は収入金額等課税事業の繰越損金に含めない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X-6～X-1の各事業年度における「収入金額に関する按分計算表」から算出した発電事業に係る欠損金を収入金額等課税事業の繰越損金とする</li> <li>所得等課税事業の繰越欠損金はX-1事業年度の申告で算定済み</li> </ul>

**2. 税率（令和2年4月1日以後に開始する事業年度）**

区分		法人事業税	特別法人事業税
発電事業等 小売電気事業等	資本（出資）金の額が1億円を超える法人	収入割	法人事業税収入割額×40.0%
		付加価値割	
		資本割	
	上記以外	収入割	
所得割			
上記以外の電気供給業		収入割	法人事業税収入割額×30.0%

### 3. 申告書及び申告書に添付する書類

収入金額等課税事業を行う法人については、次の申告書を使用します。

確定申告、中間申告・・・第6号様式（その2）  
予定申告・・・第6号の3様式（その2）、第6号の3様式（その2）次葉

確定申告及び中間申告を提出する際には、以下の書類の添付が必要となります。

#### 【課税標準の算定関係】

- ・所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）※
- ・収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ・法人税法施行規則様式別表4（写）
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・雑収入の明細書
- ・その他（収入金額算定の基礎資料等）

#### 【その他】（必要があれば添付してください。）

- ・欠損金額及び災害損失金の控除明細書（規則第6号様式別表9）※
- ・課税標準の分割に関する明細書（規則第10号様式）※
- ・収入金額に関する計算書按分表

※収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人は、それぞれの事業で作成する必要があります。

## 収入金額等課税事業とそれ以外の事業を併せて行う場合の事業税の算定

### 【原則】

収入金額等課税事業とそれ以外の事業（所得等課税事業又は収入金額課税事業又はその両方）の事業部門ごとに区分計算してそれぞれ課税標準額、税額を算定し、それら税額の合算額により申告納付してください。

### 【例外】

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主体事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額、税額を算定することができます。

※従たる事業のうち「軽微なもの」の判定…事業の実態に即して行うべきものですが、以下の要件にすべてあてはまる場合は、これに該当するものとみなして差し支えないものとされています。

- ・当該事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の一割程度以下であること
- ・売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの

### 区分方法

収入金額等課税事業とそれ以外の事業（所得等課税事業又は収入金額課税事業又はその両方）の両事業部門に共通する収入金額または経費がある場合は、これらの共通収入金額または共通経費を両事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によって按分した額により算定してください。（※「収入金額に関する計算書按分表」を参考にしてください。）

なお、恣意的な申告操作の恐れがあるため、【原則】の申告を選択した場合には、翌年度以降も【原則】での申告を継続する必要があります。しかし、正当な理由（事業の縮小等）により状況が変わった場合にはこの限りではありません。